

報告第6号

平成26年度決算に基づく天理市健全化判断比率及び資金不足比率の  
報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第  
1項及び第22条第1項の規定により、平成26年度決算に基づく天理市健全化判  
断比率及び資金不足比率を次のとおり報告する。

記

(健全化判断比率)

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質 赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (12.84)	— (17.84)	10.7 (25.0)	92.8 (350.0)

備考

- 1 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字額及び連結  
実質赤字額がないため「—」と表す。
- 2 括弧内は、早期健全化基準を表す。

(資金不足比率)

会 計 名	資金不足比率 (%)	地方公共団体の財政の健全 化に関する法律施行令第17 条の規定による事業の規模
天理市水道事業会計	— (20.0)	2,257,890千円
天理市下水道事業会計	— (20.0)	1,269,883千円

備考

- 1 資金不足比率については、資金不足額がない場合、「—」と表す。
- 2 括弧内は、経営健全化基準を表す。

平成27年9月8日提出

天理市長 並 河 健